

世田谷区

生活保護世帯から進学する 若者のための給付型奨学金

世田谷区では、生活保護世帯から大学などへの進学を
応援するために、返す必要のない奨学金を給付します。
詳しくは、裏面をご覧ください。



【担当】

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課 給付型奨学金担当

〒154-8504 世田谷4-22-33世田谷区役所西棟3階

電話番号：03-5432-2569

受付時間：（平日）8時30分～17時15分（祝・休日・年末年始除く）

区HP：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02413/11232.html>



対象となる方

次の（1）～（7）すべてにあてはまる**学生**が対象です。

- （1）高校を卒業した年度の3月31日時点で28歳未満であり、**世田谷区から生活保護を受給していた**。
- （2）大学等入学日の時点で、**学生本人が生活保護を受給していない**（世帯分離を含む）。
- （3）大学などへ入学した後も、**保護者が世田谷区から生活保護を受給している**。
- （4）学生本人または保護者のうち**1名以上が世田谷区民**である。
- （5）高校を卒業した後、3年以内に国の「高等教育の修学支援新制度（※）」の**対象となる学校**に入学した（**2浪まで**）。
- （6）留年していない（休学を除く）。
- （7）大学などに初めて入学する（転入・編入学の場合を除く）。

対象経費と給付額

次の（1）～（4）の経費のうち、**実際に支払う金額**を支給します。

経費	給付額	注意事項
（1）学費	上限：50万円（年額）	
（2）教材費	実際に支払う金額	※学校の購入指示がわかる教材 に限ります。
（3）パソコン本体代	上限：10万円	※初めてこの奨学金を申請する年度であって、学校から指定された場合 に限ります。
（4）通学交通費	上限：6か月通学定期券×2回分	※公共交通機関を利用する場合の定期代 が対象です。 ※3か月定期券を4回購入した場合であっても、給付額は6か月定期券2回分の額です。

主な手続きの流れ　※**申請者は学生本人**です。必ず**学生本人が手続き**してください。

申請

結果のお知らせ
と振り込み

変更申請
※申請内容に変更が
生じた場合のみ

実績報告

申請時期

申請は大学等に入学した後に受付します。

令和8年4月以降に大学等へ進学される場合は、令和8年4月以降の受付期間中にお申し込みください。
詳しくは表面にある、区ホームページでお知らせします。

※「高等教育の修学支援新制度」とは

授業料・入学会員の免除・減免や、返す必要のない奨学金を受けることができる
国の制度もあります。詳しくは右にある二次元コードよりご確認ください。

